

化管法対象化学物質の見直しについて(案)

令和2年7月31日

環境省 大臣官房 環境保健部
環境安全課

PRTR制度の見直しの検討結果について

見直しの背景

- ・第55回規制改革会議(平成27年12月開催)に対し、平成30年度を化管法の見直し年度と報告。
 - ・化管法の前回見直しから10年が経過しており、この10年間の状況を勘案した見直しが必要。
 - ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等について重点的に取り組むこととしている。
- 今後の化学物質環境対策として、化管法の今日的な在り方について検討が必要

主な検討結果(制度全体)

環境保健部会 化学物質対策小委員会
(経産省との2省合同審議)にて審議

- ・対象化学物質の見直しの考え方
 - 対象とする候補物質(母集団)
 - 有害性の判断基準
 - 環境中での存在に関する判断基準
 - 環境保全施策上必要な物質の追加
- ・特別要件施設の点検
 - 特別要件施設である廃棄物焼却処理施設は、水俣条約に基づく大防法の措置(水銀測定)により測定が義務づけられたことから、水銀及びその化合物を届出対象に追加
- ・届出データの正確性の向上
- ・災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

制度全体に関する諮問
(H31.4.9)

環境保健部会 化学物質対策小委員会
(経産省との2省合同審議)

答申
(R1.6.28)

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

設置

物質選定に関する諮問
(R1.7.1)

環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会
(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)
報告(R2.5.1)

答申予定

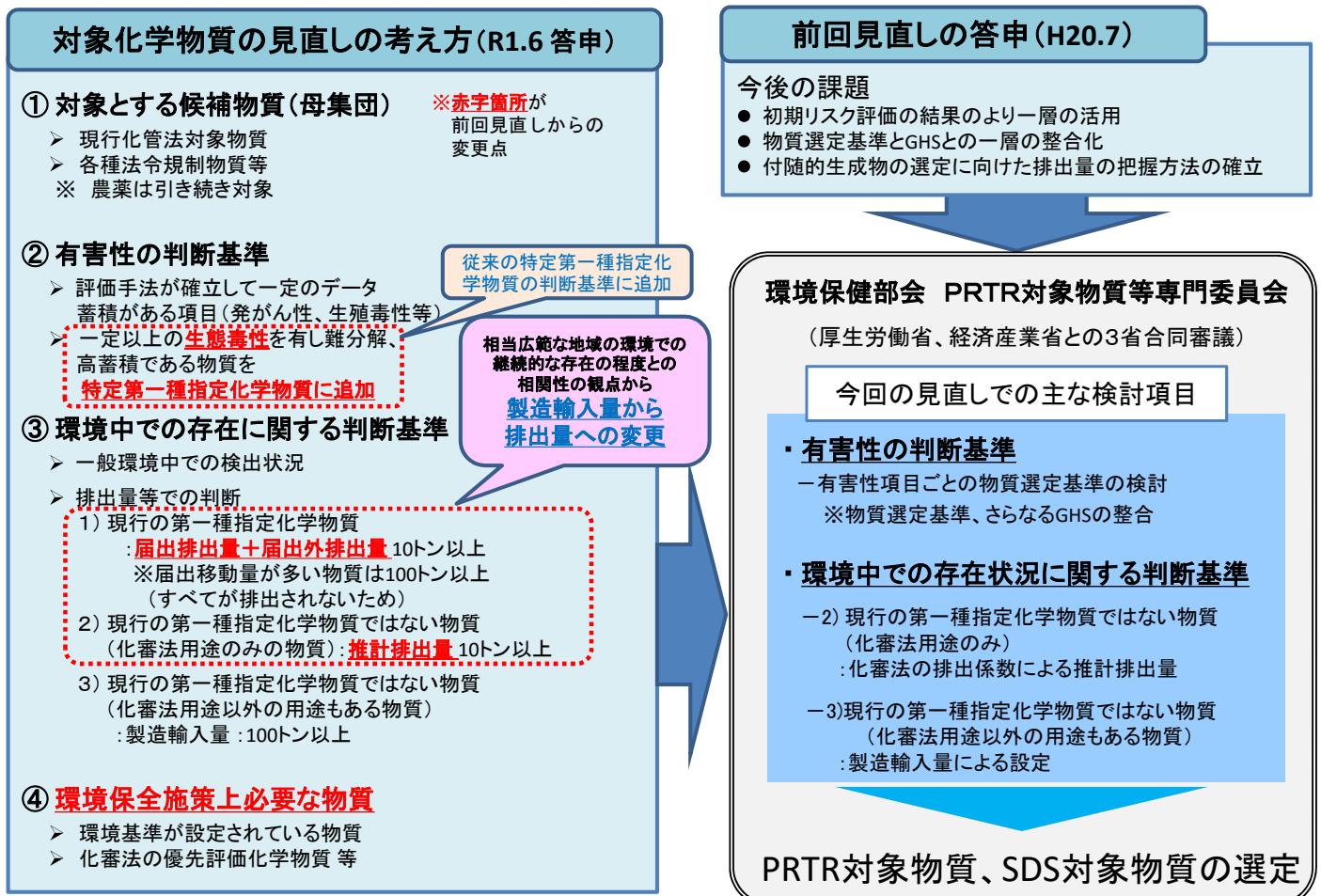
審 議 経 過

令和元年 7 月 1 日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元年 7 月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会の設置
令和元年12月 3 日	第 1 回合同会合※（第 1 回PRTR対象物質等専門委員会）
令和 2 年 2 月19日	第 2 回合同会合※（第 2 回PRTR対象物質等専門委員会）
令和 2 年 2 月25日 ～ 3 月13日	パブリックコメント（意見募集） ・意見総数 662件(提出者数 541団体・個人)
令和 2 年 4 月10日 ～16日	第 3 回合同会合※（第 3 回PRTR対象物質等専門委員会） (書面審議) ・専門委員会報告を取りまとめ

※：薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催

3

対象化学物質の見直しの検討について



4

PRTR対象物質等専門委員会における検討結果の概要

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

[] 内は答申案の項番号等

・物質選定を行う母集団の考え方 [2-2]

➢ 現行の物質選定の際の母集団を前提としつつ必要な精査を行い、母集団を設定

・有害性の観点からの物質選定の考え方 [2-3]

➢ 選定基準 [2-3 (1)] …現行の基準を引き続き採用 [別添1]

➢ 情報源 [2-3 (2)] …最新の科学的知見を踏まえて更新し、「優先順位1」に化審法スクリーニング評価・リスク評価を追加 [別添2]

・環境での存在状況（ばく露）等の観点からの物質選定の考え方 [2-4]

➢ 一般環境中での検出状況 [2-4 (1)] …引き続き活用

➢ 検出状況以外 [2-4 (2)]

① 現行の第一種指定化学物質

届出排出・移動量 + 届出外排出量 10トン以上 → 第一種 1トン以上 → 第二種

※ 移動量の多い物質 100トン以上 → 第一種 10トン以上 → 第二種

② 現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途のみ）

排出係数 [別添3] を用いた推計排出量 10トン以上 → 第一種 1トン以上 → 第二種

③ 現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途以外の用途もある物質）

現行基準を踏襲 製造輸入量100トン以上（農薬、オゾン層破壊物質(累積)は10トン以上） → 第一種
1トン以上 → 第二種

➢ 環境保全施策上必要な物質の判断基準 [2-4 (3)]

化審法の優先評価化学物質等のうち十分な有害性情報が得られる物質

・特定第一種指定化学物質の選定の考え方 [2-6]

➢ 人健康については現行の基準を引き続き用いる

➢ 生態毒性について、一定以上の「生態毒性」を有し、難分解性かつ高蓄積性の物質を検討 [別添4]

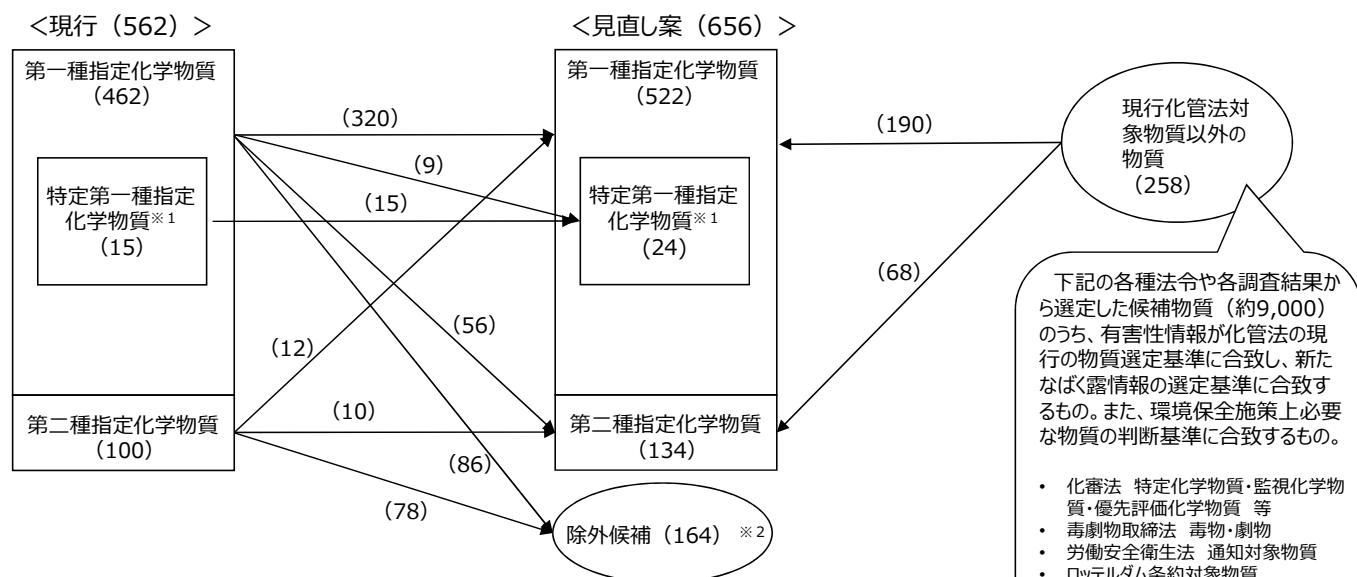
第一種特定化学物質、第二種特定化学物質を選定 [別添5]

5

見直しによる化管法対象物質数の概況

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は656物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

(数字は物質数を示している)



6

見直しによる主な化管法対象候補物質の選定根拠

★新規追加の特定第一種指定化学物質候補 (9物質)

- ・ヒト健康の観点による追加：8物質
- ・生態毒性の観点による追加：1物質

★新規追加の第一種指定化学物質候補 (190物質)

- ・環境保全施策上必要な物質：81物質
- ・一般環境中の複数地点で検出がある物質：5物質
- ・推計排出量による追加：38物質
- ・製造・輸入量による追加：66物質

★新規追加の第二種指定化学物質候補 (68物質)

- ・一般環境中での検出がある物質：4物質
- ・推計排出量による追加：35物質
- ・製造・輸入量による追加：29物質

特定第1種への追加候補：9物質(発がん性 7、生殖発生毒性 1、生態毒性 1)				
現行政令番号	発がん性	生殖発生毒性	物質名称	別名
1-12	2→1	-	アセトアルデヒド	
1-160	2→1	-	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	
1-178	→1	-	1,2-ジクロロプロパン	
1-239	-	→2	有機スズ化合物(このうち、生態毒性等から「ビス(トリブチルスズ)オキシド」が特定第1種候補)	
1-281	2→1	-	トリクロロエチレン	
1-299	2→1	-	トルイジン	
1-304	2	→1	鉛	
1-404	2→1	-	ペンタクロロフェノール	
1-406	2→1	-	ポリ塩化ビフェニル	PCB

※毒性の数値は判定されたクラス。[前回]→[今回]で示しており、発がん性及び生殖発生毒性のクラス1は特定第1種相当で、該当するものに背景色を付した。
「-」はクラス設定に該当する情報が無いことを示す。

7

化管法の見直しに係る今後の課題への対応

- 化管法目的に照らしてより実効性のある制度となるよう、引き続き、見直しに係る検討を行っていくことが必要。
- 今回の見直しの過程で生じた以下のような課題については早期に検討に着手し、定期的な進捗管理を行いつつ計画的に検討を進め、今後の見直しに繋げていく。

①有害性の観点からの課題

- ✓ 近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えばある物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確かさや、従来とは異なる生物種を用いて行われた試験において、試験結果が大きく異なった場合の物質選定における扱いを検討。

②ばく露の観点からの課題

- ✓ PRTR届出外排出量については、推計対象としなかった排出源が複数存在しているため、個別の対象物質への排出量への寄与割合も勘案しつつ、推計方法の検討を進める。
- ✓ 推計を行うことが難しい場合、届出、届出外情報双方の不確実性にも留意した物質選定のあり方について検討。
- ✓ 化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携しながら、化管法の物質選定のための排出係数の設定等について検討。
- ✓ モニタリングによる一般環境中での検出状況は、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、最も確度の高い指標とされていることから、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施に努める。

③その他の課題

- ✓ 新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえつつ、事業者における届出やSDS制度に基づく情報の提供等が適切に実施できるように物質範囲の明確化を行う。
- ✓ 化管法対象から除外される現行対象物質について、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。
- ✓ また、国においては、製造・輸入状況、用途の変化の把握、推計排出量への影響を定期的に把握したうえで、必要に応じて一般環境中での存在の監視を行っていく。

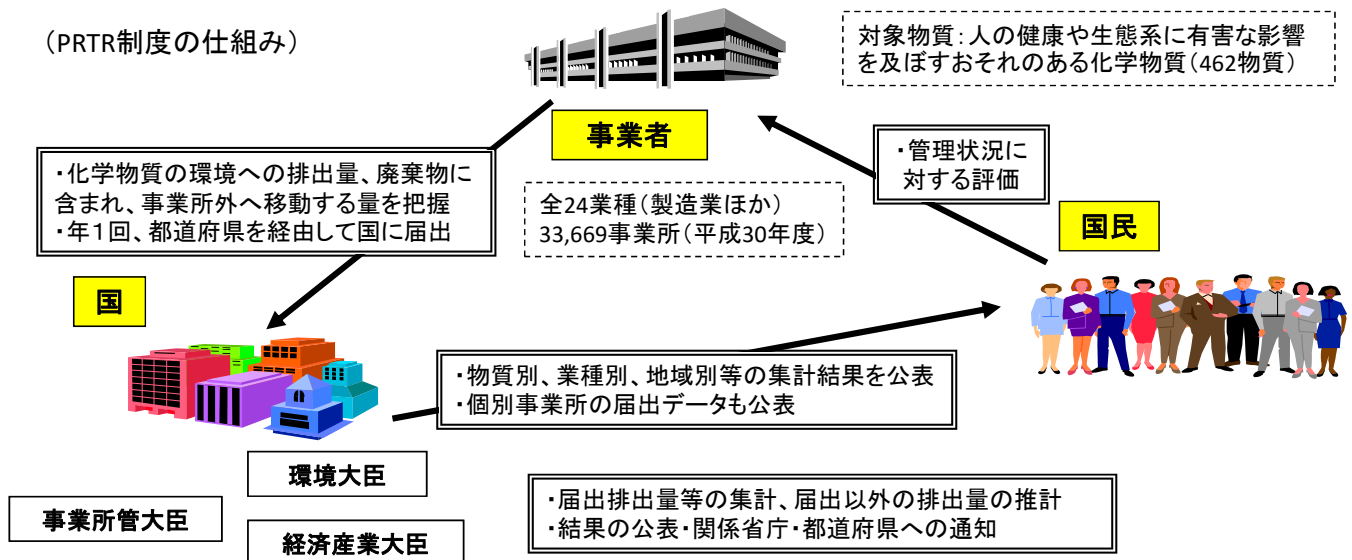
8

(参考) 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR制度)

制度の概要

- ・化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- ・経緯: 平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づき導入
- ・目的: 事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進し、環境の保全上の支障を未然に防止
- ・対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届け出、国は届出されたデータを集計し公表

(PRTR制度の仕組み)



9

(参考) 現行の化管法対象化学物質

第一種指定化学物質: 462物質

- ・有害性(ハザード)とばく露可能性に着目して選定
- ※第二種指定化学物質(SDSのみ対象): 100物質

特定第一種指定化学物質: 15物質

- ・第一種指定化学物質のうち、発がん性等が認められる物質
- ・第一種指定化学物質と製品の要件、年間取扱量の要件が異なる

【現行対象物質】石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

有害性(ハザード)

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング(「黒本」)の複数地点で汚染が検出
- 年間製造・輸入量が100トン以上
- 年間製造・輸入量が10トン以上の農薬及び発がん性クラスI相当の化学物質等
- オゾン層破壊物質:これまでの製造・輸入量累積が10トン以上

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング(「黒本」)の1地点から汚染が検出
- 年間製造・輸入量が1トン以上

10